

地方公共団体による水道事業の堅持を求める意見書

第197回国会において水道の基盤強化を図るとして、広域化の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進として水道施設に関する公共施設等運営権、いわゆるコンセッションを民間事業者を設定できる仕組みの導入等を柱とする水道法の改正案が可決成立しました。

改正点のそれぞれが、水道事業が現在及び将来に抱える課題の解決に真に資するか疑問の余地なしとは言いきれません。とりわけ、コンセッション方式の導入は、利益の追求を一義的な目的とする民間事業者に水道事業の経営を委ねようとするものであり、災害発生時などの応急体制や他の自治体への応援体制の構築などが民間事業者に可能か、更新事業や事業運営を監視・監督する体制をどう確保するのかなど重大な懸念があります。また、必ずしも老朽管の更新や耐震化対策を推進する方策とはならず、水道法の目的である公衆衛生の向上と生活環境の改善に資するものではありません。

諸外国では、民営化により水道料金が数倍に跳ね上がった事例や料金高騰に加え不透明な経営が問題となるなど、世界の多くの自治体で再公営化が相次いでいます。

水道は市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、住民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、引き続き地方公共団体が安全、低廉で安定的に水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しなければなりません。

以上のことから、東近江市議会は、政府及び滋賀県に対し、以下の事項を強く要望します。

記

- 1 政府においては、地方公共団体が行う水道事業の持続的経営に必要な支援の充実、強化及び財源措置を行うこと。
 - 2 県においては、水道法に基づく基盤強化計画の策定が必要となった場合でも市町の意見を最大限尊重すること。
- また、県や市町による水道事業運営を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

滋賀県東近江市議会議長 大橋 保治

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、滋賀県知事